

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

国民年金保険料の学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の人は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象者

本人の所得が一定以下（※）の学生（※）が対象となります。なお、家族の所得の多寡は問いません。

※本人の所得が一定以下とは

本年度の所得基準

（申請者本人のみ）

128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※学生とは

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれ、ほとんどの学生が対象となります。（詳細については下記の連絡先にお問い合わせください）

■申請期間

申請期間は、毎年4月から翌年3月までとなります。（申請時点から2年1か月までの期間については、さかのぼって申請することもできます）

■申請方法

申請先は、住民登録をしている市（区）町村役場またはお近くの年金事務所へ申請してください。

前年度に承認を受けた人で、次年度も在学予定

である場合、4月はじめに再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

■保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって支払う（追納）ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-0051165

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-2711611

年金相談の予約など

☎0166-7215004

税務住民課

住民生活グループ

☎4-2511
内線116・117
☆4-251103

お知らせ

春はヒグマに注意！

春は、ヒグマが冬眠を終え活動を始める時期です。山菜採りや登山、ハイキングなど楽しみにされている方々も多いこととは思いますが、不幸な事故を未然に防ぐため次のことに注意しましょう。

■野山に入る前に役場や森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を得るほか、出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。

■野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう。また、鈴など音の出るものを携帯するなどヒグマの存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

のを携帯するなどヒグマの存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

■野山での飲食の際に、においの強いものはヒグマを引き寄せる場合があります。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

町のホームページではヒグマの出没情報を掲載していますので、ご活用ください。ヒグマを目撃したり、足跡を発見した場合、速やかにご連絡願います。

■お問い合わせ

農林課林業振興グループ

☎4-2511内線244

☆4-251112